

道路事業者からのお願い

【もしも、開閉バーが開かなかった場合のご注意】

ETC車線では、絶対に車をバックさせないで!!

ETC車線で、開閉バーが開かないなどの理由で停止された場合には、危険ですので絶対に車をバックさせないでください。
インターホーン等で係員を呼び、案内に従ってください。

※ バックすると後続車に追突される危険があるばかりか、再度他車線に進入するとエラーが発生する場合があります。

【車載器の再セットアップ】

車載器の付け替え、車両ナンバー変更時は再セットアップを!!

車載器を他の車両に付け替える場合や車両のナンバープレートが変更になった場合など、新たにセットアップ（車載器への車両情報の登録）が必要となります。

※ 新たにセットアップを行わないと、ETCのご利用ができない場合や割引が適用にならない場合があります。

【車載器管理番号に関するお願い】

車載器管理番号は、ETCの各種割引サービスのための必要な番号です。

車載器管理番号は、お持ちの車載器または車載器の箱に記載されている19桁の固有の番号で、ETCの各種割引サービスを受ける場合、あるいは今後の新たなサービスを受けるにあたって必要な番号です。『ETC車載器セットアップ申込書・証明書（お客様保存用）』を大切に保管していただくとともに、車載器管理番号を別に記録し、保管するようにしてください。

【障害者割引制度におけるETC利用について】

事前に有料道路事業者の設置する窓口に必要な情報を登録した場合は、ETC無線走行での割引適用が可能です。

事前に有料道路事業者の設置する窓口に登録されていない場合又はETCがご利用できない場合は、通行料金の請求を受ける料金所では、係員のいる車線（一般車線又は混在車線）で、一旦停車して係員にETCカードをお渡しいただくとともに、身体障害者手帳または療育手帳を呈示し、確認を受けてください。（手帳の呈示がない場合は、割引適用されませんので、手帳は必ず携行してください。）

※ いずれの場合も福祉事務所等において、手帳に登録自動車番号、割引措置の有効期限等の記載を受ける必要があります。

お問い合わせいただく前に（チェックシート）

トラブルのお問い合わせの際には、お客様のお手持ちのETCカードや車載器の具体的な状況をお知らせいただく必要があります。
次の事項を中心にお尋ねしますので、あらかじめシートに記入などしていただいたうえで、お問い合わせください。

《シート》

カードの種類（発行元） _____

カードの番号 _____

車載器メーカー _____

車載器取付け店（業者） _____

◆トラブルの状況（どんなトラブルが起きましたか）

発生通行日時 _____ 月 _____ 日 _____ 時頃

1. 車載器にETCカード挿入前
2. 車載器にETCカード挿入時
車載器から案内されたエラー _____
3. 車載器にETCカード挿入後（通行中）

入口料金所

通行車線 1. ETC専用 2. ETC／一般 3. 一般
通行日時 _____ 月 _____ 日 _____ 時頃

出口料金所

通行車線 1. ETC専用 2. ETC／一般 3. 一般
通行日時 _____ 月 _____ 日 _____ 時頃

◆そのトラブルは、どんなときに起きましたか

1. いつも起きる
2. ときどき起きる
3. 特定の料金所で起きる
4. 今回はじめて起きた